

令和5年度寒河江市自動車急発進防止装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する高齢者の安全運転意識の向上を図り、交通事故の防止及び被害軽減に資することを目的として、車両に自動車急発進防止装置を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車急発進防止装置 オートマチック車のアクセルペダルとブレーキペダルとの踏み間違いによる事故を防止するため、急な加速を抑制する装置をいう。
- (2) 市内業者 市内に本店又は支店を有する事業者であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第94条の2第1項の指定を受けたものをいう。
- (3) 自動車検査証 法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 第7条の申請の日において、市内に住所を有する満65歳以上の者であること。

- (2) 自動車運転免許証を保有していること。
- (3) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車急発進防止装置を設置することが可能なものであること。
- (2) 補助対象者が使用者として自動車検査証に記載されていること。
- (3) 当該車両に関し、同一目的の補助金が交付されていないこと。
- (4) 営利を目的として使用されていないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象車両へ自動車急発進防止装置を設置する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 市内業者からの自動車急発進防止装置購入費
- (2) 市内業者に行わせる自動車急発進防止装置設置費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2万円のいずれか低い額以内の額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金等交付申請書)

第8条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 補助対象車両の自動車検査証の写し（申請者名義）
- (3) 自動車運転免許証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助事業等の変更、中止及び廃止の条件）

第9条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更

は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助対象経費の額の20パーセントを超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）申請書（別記様式）を提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第10条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後15日を経過する日又は令和6年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 自動車急発進防止装置の設置前及び設置後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（財産の管理及び処分の制限）

第11条 補助金の交付を受けて設置した自動車急発進防止装置は、法令等の規定に基づき適正に管理し、補助金の交付を受けた日から起算して2年間は、補助金交付の目的に反した使用、譲渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、やむを得ない事情があるとして市長が認める場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。